



自転車を利用する皆さんへ 自転車損害賠償責任保険への加入とヘルメットの着用をお願いします

▽行政課 (TEL 23・7611)

愛知県では、自転車による交通事故を防止するため、10月1日から「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正されました。

■自転車損害賠償責任保険などへの加入義務化

自転車利用者の保険への加入が義務化となりました。自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例があります。万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう。

■大人も子どももヘルメットの着用を

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。転倒時の被害を防ぐためにも、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

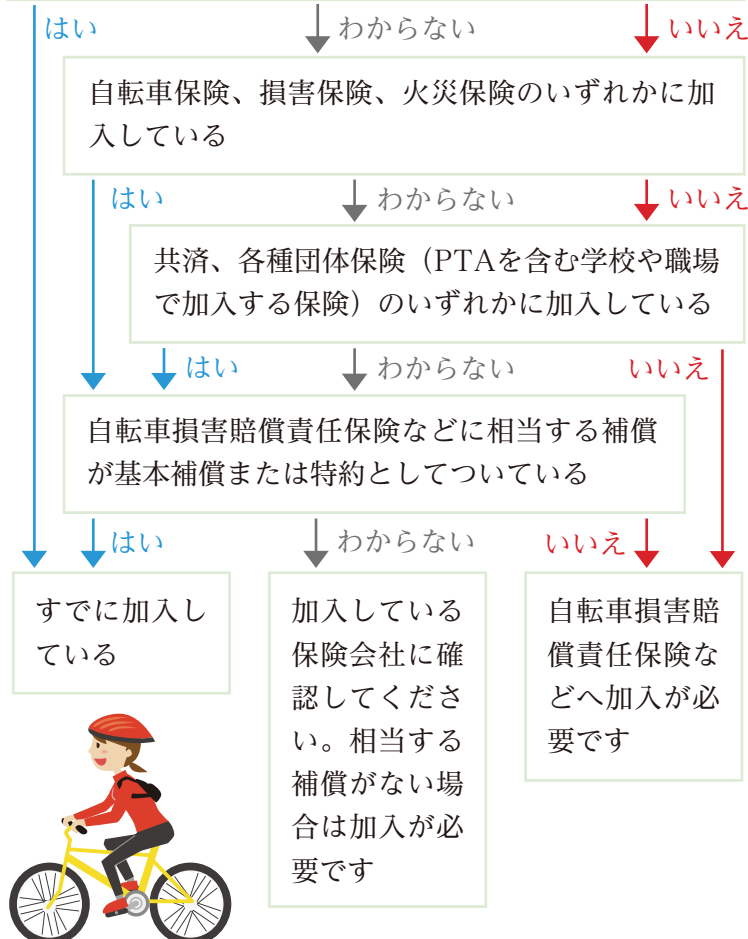
ID 243567847

補助額 ヘルメット購入にかかった

加入状況を確認しましょう

自転車損害賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、損害保険など他の保険の特約として付帯している場合があります。

自転車利用中の事故により他人にけがをさせた場合に備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険などに加入している
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当(期限あり)



申請 令和4年3月1日までに購入し、申請書と必要書類を提出してください。

対象 市内在住の7歳以上18歳以下の方、および65歳以上の方

費用の2分の1(上限2,000円)

必要書類
◆領収書
◆安全認証を受けたヘルメットであることが分かる書類

■放置自転車クリーンキャンペーン「自転車の代わりに置こう思いやり」

毎年11月は、愛知県全体で「放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しています。駅周辺の放置自転車は、防災や都市景観などの面からも、社会問題となつていきます。放置自転車を減少させて、自転車利用環境の向上にご協力をお願いします。

鳳来総合支所が新しくなります

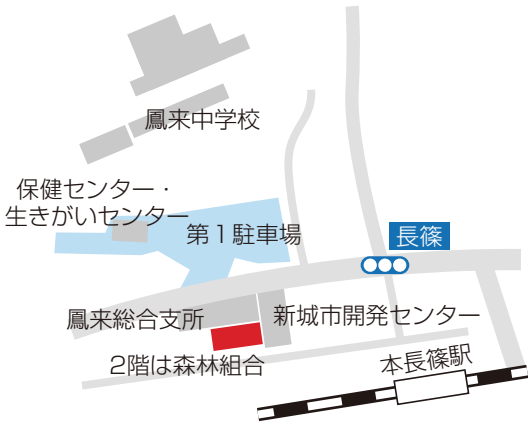
ID 351919007

▽鳳来地域課 (TEL 22・9933)

新しい鳳来総合支所庁舎を、現支所庁舎の北側（鳳来中学校側）の鳳来総合支所第1駐車場および鳳来保健センター駐車場に建設します。

新支所庁舎は新城市開発センター機能も含めた建物で、平屋建て約1350㎡の規模となります。このほか、自転車置き場、思いやり駐車場を設けます。

この新支所庁舎建設のため、鳳



新支所は、第1駐車場側に建設します。

■色部分が生きがいセンター機能移転先です。

■色部分が工事区域（立入禁止区域）です。



▲鳳来総合支所完成イメージ図

来総合支所第1駐車場を10月7日（木）に閉鎖したことに伴って、鳳来保健センターおよび中央高齢者生きがいセンターは利用できません。なお、シルバー人材センターが指定管理を行なっている中央高齢者生きがいセンターの機能は旧鳳来総合庁舎内に移転しました。（営業時間、電話番号およびファックス番号に変更ありません）

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

ID 246489258

▽情報政策課 (TEL 23・7672)

令和3年10月から、一部の医療機関・薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。保険証だけでなく、特定疾病療養受療証や、限度額適用認定証などの持参が不要になります。（市の医療費助成などは、従来どおり受給者証の持参が必要です。）

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用を開始した人でも、引き続きお持ちの健康保険証も利用できます。

利用には事前登録が必要です。次のいずれかの方法で事前登録をしてください。登録にはマイナンバーカードおよび暗証番号が必要です。

- ◆ 対応するスマートフォン・パソコンから接続したマイナポータルで登録
- ◆ セブンイレブン店舗内のATMで登録
- ◆ 市役所本庁舎1階総合案内付近のマイナポイント支援コーナー用端末で登録

このステッカーがある
医療機関・薬局で利用できます



利用方法

- ① 医療機関・薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざしてください。
- ② 顔認証または暗証番号（数字4桁）の入力で本人確認を行います。



償却資産の申告をお願いします

ID 945722936

▽税務課 (TEL 23・7615)

法人や個人で事業を営んでいる場合、事業のために所有している事業用資産（構築物や機械、器具および備品など）には償却資産として固定資産税が課税されます。償却資産を所有する納税義務者の方（昨年度までに申告されている方）へ申告書を12月中旬頃発送する予定です。

新規に償却資産を取得された方で、申告書が必要な場合は税務課へご連絡ください。
申請書提出期間
令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

たたかてもいい子どもなんて、いないんだよ 児童虐待防止推進月間

▽児童養育支援室 (TEL 22・9918)

子どもへの体罰は児童福祉法で禁止されています。しつけのためと子どもを怒鳴ったり、叩いたりなどの児童虐待をすると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

「何か変だ」という異変や違和感を感じたら児童相談所へご連絡ください。
■子どものサイン
表情が乏しい、極端に無口、家に帰りがたがらない など
■保護者のサイン
感情や態度が変化しやすい、いらしている、家の様子が見えない など

児童虐待には、殴る・蹴るなどの身体的虐待だけでなく、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があります。
見逃さないで！虐待のサイン
子どもや保護者、状況について

■状況のサイン
説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ など

農業をしている方へ

農業で使う資産のうち、償却資産に該当する次の資産は、毎年市に申告してください。

申告必要

ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機、家畜用設備、サイロ、その他農業用設備・機械など

申告不要

- ◆ 軽トラックやトラクター、コンバイン、田植機など小型特殊自動車に該当する車両
- ◆ 家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室、生物（牛・果樹）など

太陽光発電設備を所有する方へ

次のいずれかに該当する方は申請が必要です。

- ◆ 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備を所有する個人の方
- ◆ 太陽光発電設備を所有する法人および個人事業主の方
※課税標準の特例があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく
☎189

近くの児童相談所につながります。



24時間対応



匿名相談OK



秘密主義



通話無料



親身に対応



書類不要

※一部のIP電話からはつながりません。

新城設楽児童・
障害者相談センター

☎23 - 7366

11月1日(月)から
Sバス湯谷温泉もつくる新城線が変わります



- ◆ Sバス湯谷温泉もつくる新城線は、バス停を新たに設置し、ダイヤを変更することで、観光や買い物により便利な路線になります。
- ◆ 次の内容が変わります
- ◆ 道の駅もつくる新城内に「もつくる新城（正面）バス停」を新たに設置します。
- ◆ 愛知県営新城総合公園内に「新城総合公園（東側）バス停」を新たに設置します。
- ◆ 八東穂バス停を廃止します。
- ◆ 運行ダイヤを変更します。

鳳来寺山山頂方面

バス停名	1便	2便	3便
もつくる新城南	10:30	12:55	14:40
もつくる新城（正面）	10:33	12:58	14:43
新城総合公園（東側）	10:40	13:05	14:50
こんたく長篠	10:44	13:09	14:54
長篠城址前	10:45	13:10	14:55
薬局前	10:47	13:12	14:57
鳳来中部小学校	10:48	13:13	14:58
本長篠駅前	10:50	13:15	15:00
富貴	10:52	13:17	15:02
浅畑	10:53	13:18	15:03
下平	10:54	13:19	15:04
寺林	10:55	13:20	15:05
三河大野駅前	10:56	13:21	15:06
大野	10:58	13:23	15:08
井代	11:01	13:26	15:11
湯谷温泉駅南	11:03	13:28	15:13
鳳来寺山山頂	11:18	13:43	15:28

もつくる新城南方面

バス停名	1便	2便	3便
鳳来寺山山頂	11:19	13:43	15:28
湯谷温泉駅南	11:34	13:58	15:43
井代	11:36	14:00	15:45
大野	11:39	14:03	15:48
三河大野駅前	11:41	14:05	15:50
寺林	11:42	14:06	15:51
下平	11:43	14:07	15:52
浅畑	11:44	14:08	15:53
富貴	11:45	14:09	15:54
本長篠駅前	11:47	14:11	15:56
鳳来中部小学校	11:49	14:13	15:58
薬局前	11:50	14:14	15:59
長篠城址前	11:51	14:15	16:00
こんたく長篠	11:53	14:17	16:02
新城総合公園（東側）	11:57	14:21	16:06
もつくる新城（正面）	12:04	14:28	16:13
もつくる新城南	12:07	14:31	16:16

ID 693104985

ドラッグストアへ買い物に行く場合



JA愛知東農協長篠支店、こんたく長篠に行く場合



▽公共交通対策室 (TEL 22・9901)



第10回市民まちづくり集会 あなたの目指す新城市、あなたの夢を教えてください

9月4日(土)に第10回市民まちづくり集会を開催しました。今年度は、オンラインで実施し、中学生から70代までの56人が参加しました。

今回の市民まちづくり集会の目的は、「参加者の夢を叶えるためのヒントや鍵となる意見を出し合うこと」です。集会では、7つのグループに分かれ、実行委員が務めるファシリテーターの進行により、グループワークを行いました。集会で出た夢とアドバイスを一部紹介します。



▲オンラインで実施

年をとっても 住みやすいまちをつくる

- ◆ 公共交通機関の拡充
→交通弱者は高齢者だけでなく、若者も同じ
→全世代暮らしやすくなる！
- ◆ 移動販売と移動ATM
- ◆ 地域交流の場を作る
→顔見知りが増えれば防犯や災害時にも効果あり
- ◆ 老人会の活性化
- ◆ 地域でウォーキング会など、交流と健康のための活動を一緒に！



新城の埋もれている良さを 可視化してまちづくりに生かす

- ◆ 新城は歴史と自然の宝庫
- ◆ 新城ってこのまち！というものをつくる
例えば「歴史のまち」
→新城全体の歴史に触れる機会をつくる
→駅を戦国っぽくするなど、目に見えて歴史を感じられるまちにする
- ◆ まちづくり集会でより多くの市民の意見を出し合い、住みやすい希望のまちを市民の手でつくりたい



ID
824652058

▽まちづくり推進課 (TEL 23・7692)

参加者の気付き (一部抜粋)

- ◆ 若者の考えと、年配の方の意見は一見違ってみえても実はつながっている。
- ◆ 地域の方と共に生きていく地域共生が大事だと再確認した。
- ◆ みんながそれぞれの立場で、住み良いまちづくりのために何ができるかを考え、まずはやってみるところが変化への一歩だと気づいた。

実行委員長コメント

オンライン開催という初めての試みに不安もありましたが、たくさんの方が参加してくださり、また、初めてZOOMにチャレンジしてくれた方もいて嬉しかったです。グループワークでは、皆さんの夢を熱く話してもらい、その夢を叶える行動やアドバイ스가たくさん出ました。今後の楽しみも見できるきっかけになったのなら幸いです。

実行委員会は新しいメンバーを募集しています。興味がある方、何か新しいことを始めたい方、ぜひ一緒に活動しましょう！